



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
岐阜地域 福祉事務所	福祉課長	奥村	直通 058-272-8287 F A X 058-278-3526

指定障害児通所支援事業者の行政処分について

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）に基づき、下記事業者が運営する 2 事業所の指定の取消し処分を本日付けで行いました。

記

1 事業者等の概要

（１）事業者名等 株式会社 B L U E S T A R（代表取締役：五島^{ごしま}かずえ^{かずえ}）

各務原市那加信長町一丁目 8 2 番地

（２）事業所名等

① 名 称：あおいほし

所 在 地：各務原市蘇原六軒町 2 丁目 2 4

事業種別：児童発達支援、放課後等デイサービス

定 員：1 0 名

指定年月日：令和 3 年 6 月 1 日（放課後等デイサービス）

令和 3 年 1 0 月 1 日（児童発達支援）

② 名 称：あおいほし^{セカンド} 2 n d

所 在 地：各務原市那加信長町一丁目 8 2 番地

事業種別：児童発達支援、放課後等デイサービス

定 員：1 0 名

指定年月日：令和 4 年 2 月 1 日（児童発達支援、放課後等デイサービス）

2 処分内容

法第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定の取消し

【処分通知日】 令和 8 年 7 月 3 1 日

【指定取消日】 令和 8 年 9 月 3 0 日

【根 拠】

① あおいほし

法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 6 号（障害児通所給付費の不正請求）

法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 7 号（監査における虚偽報告）

② あおいほし 2 n d

法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 6 号（障害児通所給付費の不正請求）

法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 7 号（監査における虚偽報告）

3 処分理由

① あおいほし

ア 障害児通所給付費の不正請求

本件事業者の元代表者及び前代表者は、人員配置基準の充足を装うため、令和 4 年 2 月から令和 5 年 5 月までの間、勤務実態のない保育士 A を配置したと偽り、障害児通所給付費（児童指導員等加配加算を含む。）

計 1 1, 5 0 0, 7 0 6 円（概算）を各務原市に不正に請求し、受領した。

イ 監査における虚偽報告

令和 6 年 1 2 月 1 8 日実施の県の監査において、元代表者は、人員配置基準の充足を装うため、保育士 A の出勤簿及び賃金台帳を偽造し、県へ提出した。

② あおいほし 2 n d

ア 障害児通所給付費の不正請求

前代表者は、令和 4 年 8 月、9 月及び同年 1 1 月から令和 5 年 7 月までの間、利用児 1 名の利用日数を実際よりも 8 9 日間水増しし、障害児通所給付費
計 8 9 7, 5 5 0 円（概算）を各務原市に不正に請求し、受領した。

また、元代表者及び前代表者は、人員配置基準の充足を装うため、令和 4 年 3 月から令和 4 年 1 1 月まで及び令和 5 年 3 月の間、勤務実態のない保育士 B を配置したと偽り、障害児通所給付費（児童指導員等加配加算を含む。）

計 1 0, 0 2 0, 6 3 3 円を岐阜市及び各務原市に不正に請求し受領した。

イ 監査における虚偽報告

令和 6 年 1 2 月 1 8 日実施の県の監査において、元代表者は人員配置基準の充足を装うため、保育士 B の労働条件通知書、出勤簿、賃金台帳及び退職届を偽造し、県へ提出した。

【不正請求額の総計】

事業所名	不正請求額（概算）
①あおいほし	11, 500, 706 円
②あおいほし 2 n d	10, 918, 183 円
総 計	22, 418, 889 円

※不正に受領した障害児通所給付費については、岐阜市及び各務原市への返還を求める。

【参考】

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

（障害児通所給付費）

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定保護者が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。
（略）

（指定の取消し等）

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～五（略）

六 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

七 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

（略）

○岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 82 号）

※第 6 条第 1 項、第 67 条第 1 項、第 81 条第 1 項関連

（人員配置基準）

指定障害児通所支援事業所において、サービス提供を行う時間帯を通じて配置すべき児童指導員又は保育士の合計数は、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数。

イ 障害児の数が 10 までのもの 2 以上

ロ 障害児の数が 10 を超えるもの 2 に、障害児の数が 10 を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上